

横浜市建築審査会会議録	
日時	令和5年3月17日（金）午後1時30分から午後1時55分まで
開催場所	市庁舎18階会議室「なみき16・17」
出席者	委員 大久保 博 会長 上原 伸一 委員 松下 倫子 委員 後藤 智香子 委員 二宮 智美 委員 勝島 聡一郎 委員 羽太 美孝 委員
	議題提案課等 鷺原 建築局 建築指導部 市街地建築課長 角地 建築局 建築指導部 市街地建築課 担当係長
	事務局 川手 建築局 建築監察部長 中村 建築局 建築監察部 法務課長 前田 建築局 建築監察部 法務課 審査係長 建築局 建築監察部 法務課 藤原、斎藤
開催形態	公開
傍聴人	なし
議題	1 第1号議案（建築基準法第43条第2項第2号の同意） 第一種低層住居専用地域（南区永田山王台1835番の95の一部）において、接道規定を満たさない敷地に一戸建ての住宅を新築すること。 2 建築審査会包括同意に関する許可処分報告 3 その他 会議録の確認（令和5年2月17日開催分）
決定事項	第1号議案は「同意」 その他は「了承」
議事	1 第1号議案（建築基準法第43条第2項第2号の同意） （提案課） ※ 議案の概要、申請者、設計者、申請位置、申請要旨、許可事項、建築物概要等を説明

議事	<p>(議案の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準時（平成11年5月1日）前において建築確認済証の交付がされた一戸建ての住宅の建替えの計画である。 ・位置指定道路に接続する空地（包括同意に係る許可）に1.325m接する敷地である。 ・上記空地のうち階段と階段に接する部分（1835-106）は登記上解散した法人の所有となっており、拡幅が困難である。 ・上記空地の終端部に幅員2m×奥行2mの空地（終端整備敷）を確保する計画である。 <p>(質疑応答)</p> <p>(委員) 公図の数字が小さくて読み取れないが、解散した法人が所有している土地（1835-106）はどこか。</p> <p>(提案課) 公図5の赤で囲われた空地のうち最も左側の土地である。左から順に1385-106、107、108、109と並んでいる。</p> <p>(委員) 空地が階段状なので救急車等の緊急車両の通行に懸念がある。本件のような許可では図面上での幅員等を満たしていれば、どのような急な坂や階段でも認められるのか。</p> <p>(提案課) 道路状に整備されていることが許可条件であり、人が通行できるのであれば認めている。</p> <p>(委員) 先日も市内で崖崩れがあったので敷地の高低差が気になるが、配置図4の新設CPブロックの断面図は高低差を正確に反映していないのではないか。</p> <p>(提案課) 北側の新設CPブロックの高さは1850mmなので、断面図の描写よりも高低差がある。</p> <p>(委員) 敷地周辺には複数の階段があるが、配置図4の赤で囲われた箇所の階段のみを使用するのか。</p> <p>(提案課) そうである。配置図4で東側に伸びる、赤で囲われていない階段は、別の敷地に通じる階段である。</p> <p>(委員) 敷地南側の階段は使用するのか。</p> <p>(提案課) これまでも使用しておらず、今後も使用しない予定である。</p> <p>(委員) 空地に接している土地の所有者等の合意は取れているのか。</p> <p>(提案課) 個別提案基準3-4の2に係る空地の所有者の誓約書を取得している。</p> <p style="text-align: center;">「同意」される。</p> <p>2 建築審査会包括同意に関する許可処分報告 資料2にて報告</p>
----	--

	3 その他 資料3にて会議録の確認（令和5年2月17日開催分）
資料	1 許可申請概要書等（第1号議案） 2 建築審査会包括同意に関する許可処分報告書 3 会議録（令和5年2月17日開催分）
特記事項	なし

※ 本会議録は、令和5年6月16日、各委員に確認を得、確定しました。